

日時 : 平成 28 年 9 月 2 日
場所 : 平成 28 年川口市議会 9 月定例会
発言者 : 都市機能庁舎建設特別委員長
宇田川好秀

都市機能庁舎新設特別委員長報告

8 月 17 日に開催されました当委員会の審査概要について、順次ご報告申し上げます。

報告事項の 1 「新庁舎建設に係る進捗状況について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

平成 28 年 1 月に株式会社山下設計と新庁舎建設工事に伴う基本設計及び 1 期棟実施設計等業務に係る委託契約を締結し、現在は、新庁舎 1 期棟の暫定利用に係る内部レイアウトの検討や設備計画等、設計に係る作業を実施しているとのこと。

また、これらの作業と並行して、新庁舎建設に際し必要となる都市計画変更の
手続として、近隣説明会や都市計画変更に係る原案説明会、都市計画変更の
原案の縦覧を経て、川口市都市計画審議会へ諮問し、現在、県知事との協議を
行なっているとのこと。今後は、9 月に都市計画変更の案の縦覧を実施し、1
1 月に川口市都市計画審議会から答申を受け、その後、都市計画変更の決定告
示を目指していく予定であるとのこと。

近隣説明会は、5 月 20 日及び 21 日の 2 日間で合計 3 回実施し、新庁舎の
建設により影響を受ける近隣住民及び説明会の対象とする地区内の土地・建物
の所有者に対し、当該説明会の位置づけ、新庁舎建設の検討経緯と事業スケジ
ュール、新庁舎建設の位置づけと設計の方向性、都市計画変更の概要について
説明したとのこと。来場者数は、第 1 回説明会には 54 名、第 2 回説明会には
46 名、第 3 回説明会には 34 名、合計 134 名が来場したとのこと。

都市計画に係る原案説明会は、6 月 26 日及び 27 日の 2 日間で合計 3 回実
施し、全市民を対象に、都市計画変更の内容を中心に説明したとのこと。来場

者数は、第1回説明会には5名、第2回説明会には4名、第3回説明会には9名、合計18名が来場したとのこと。

都市計画変更の原案の縦覧は、新庁舎建設に伴う都市計画の変更のうち、地区計画に係る部分の原案の縦覧について、全市民を対象に実施し、縦覧期間は7月5日から7月19日まで、意見書提出期間は7月5日から7月26日までであり、縦覧者は7名で、意見書の提出はなかったとのこと。

さらに、旧市民会館の解体工事は、平成28年6月24日に株式会社内山商事と契約を締結し、工期は平成29年3月17日までを計画しているとのことでありました。

以上のような説明に対して、近隣説明会の対象範囲及び対象者への周知方法について問われ、これに対して、対象範囲は、「川口市中高層建築物の建築に係る事前公開等の手続及び紛争の調整に関する条例」に定める基準よりも広く設定しているとのこと。周知方法は、この範囲内の520世帯に対し、説明会開催通知の各戸配布を行なったほか、当該説明会の対象範囲に居住していない土地所有者等130名に対し、開催通知の郵送を行なったとの質疑応答の後、本報告を終了いたしました。

報告事項の2「中核市移行に向けた取組み状況について」報告を求めましたところ、次のような説明を徴しました。

去る7月13日に県から中核市移行に伴う移譲事務の内容等が提示されたところであり、その移譲事務を大きく3つに分類し、現在、内容等について精査しているとのこと。1つ目の法定移譲事務は、法律、政令、省令等の定めにより、中核市で処理することとなる事務であり、事務の執行に必要な経費は、地方交付税で措置されるとのこと。2つ目は、法定外移譲事務のうち特例条例による移譲事務であり、これは、県が行うこととされている事務のうち、市が実施する方が市民サービスの向上や効率的な行政運営につながるものとして「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」、いわゆる特例条例により市に移譲することが可能な事務のことであり、原則として事務の執行に要する基本的な経費については、埼玉県分権推進交付金が交付されるとのこと。3つ目は、法定外移譲事務のうちその他の移譲事務であり、これは、県内の行政需要への対応や特定の政策を実現するため、県が独自に実施している事務であり、権限移譲に伴い県の関与がなくなるため、市が引き続き実施するか否かの検討を要

する事務であるとのこと。その他の移譲事務については、県の実施要綱等で、中核市を対象外としているため、市が引き続き実施する場合、新たに財政負担が生じる事務もあるとのこと。

移譲事務の件数は、保健衛生行政分野など5分野全体で、法定移譲事務が1764件、特例条例による移譲事務が323件、その他の移譲事務が56件の合計2143件であるとのこと。

県から提示された法定外移譲事務については、現在、中核市推進室及び担当部局において内容の精査を行うとともに、平成27年度決算額をもとに県が作成した財政影響見込額を参考に、これまでの実績の推移や今後の計画等を勘案し、改めて本市の財政への影響を積算しているとのこと。今後、法定移譲事務との関連や、市民サービス向上の観点から法定外移譲事務の取扱いを検討し、県との協議を進めるとのこと。

また、保健所検査施設の整備については、平成27年5月から12月にかけて検査に必要な機器及び設備に関する調査、並びに基本レイアウトの検討を実施し、平成28年1月から実施設計を行い、5月に設計業務が完了したとのこと。

施設の改修工事に係る設計金額は4億6516万7千円であり、実施設計の結果、設計変更が生じたことから、平成28年度当初予算で計上した額について、本定例会において、増額の補正予算を上程する予定であるとのこと。

今後の工事スケジュールとしては、平成28年11月に工事に着工し、平成29年10月に工事が完成し、同年11月から12月にかけて検査機器等を導入し、平成30年1月から3月にかけて検査機器等の準備を行い、同年4月から検査施設を開設する予定であるとのことでありました。

以上のような説明に対して、保健所検査施設の改修工事に係る設計変更の具体的な内容について問われ、これに対して、検査施設に導入する機器を平成28年3月に決定したところ、基本設計の際に積算した計画から、空調・換気及び電気の容量増による設計変更が生じたとのことでありました。

このほか、法定外移譲事務に関する県との協議の方向性について、法定外移譲事務の実施に係る財源について等質疑応答の後、本報告を終了し、委員会審査を終了